

【特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)晴楓ホーム】

重 要 事 項 説 明 書

(令和 5 年 4 月 1 日 現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：03-5479-2744（午前9時00分～午後5時00分）

担当者：生活相談員

2. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）晴楓ホーム概要

（1）施設名称：晴楓ホーム

所在地：〒140-0002 東京都品川区東品川3丁目1番8号

（2）施設職員体制（短期入所生活介護事業を含む）

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計（名）
管理者(施設長)		1		1
医 師			3	3
生活相談員		2		2
介護支援専門員	介護支援専門員	(1)		(1)
機能訓練指導員	理学療法士	1		1
栄 養 士	管理栄養士	1		1
事 務 職 員		1	1	2
介護・看護職員	看護師	看護職員・介護職員は、利用者3人につき常勤換算方法で1名以上の配置とします。 その内、看護職員は、常勤換算方法で3名以上の配置とします。		
	准看護師			
	介護福祉士			
	そ の 他			

※介護支援専門員は介護職員と兼務

(3) 施設設備の概要

定 員		80 名	静養室	5 階
居 室	4 人部屋	16 室 (1 室 36.0 m ²)	医務室	5 階
	3 人部屋	2 室 (1 室 38.8 m ²)	機能訓練室	1 階
	2 人部屋	6 室 (1 室 20.4 m ²)	談話コーナー	4・5 階
食 堂		4・5 階に各 1 ケ所	喫茶コーナー	1 階
浴 室	機械浴 2 台 (チェアインバス・ミスト浴)		その他：3 階理美容室、1 階ロビー、庭園等	

3. サービス内容

(1) 施設サービス計画の作成

利用者の一人ひとりの心身状況、健康状態等を考慮して、利用者の自立促進、身体状況の維持・改善に役立つように、施設で提供できるサービスを計画します。

(2) 食 事

利用者の状況に合わせた調理方法により、食事を用意します。

食事は、原則として食堂で食べていただきます。

(3) 入 浴

利用者の身体状況に応じた方法により、週 2 回程度の入浴が出来ます。ただし、健康状態が悪く、入浴ができない場合は清拭や着替え等になる場合があります。

(4) 介 護

心身状況、健康状態等により、生活上の介護や介助を致します。具体的には、施設サービス計画等をご覧ください。また、必要に応じて介護機器（リフトや移乗・移動補助具等）を使用し、本人や職員の負担を軽減した介護や介助を行います。

(5) 機能訓練

利用者の状況を総合的に判断して、必要な方には機能訓練を実施します。

(6) 生活相談

施設で生活をしていく上で、相談したいことがある場合は、生活相談員が相談に応じます。

(7) 健康管理および治療への協力

年1回の健康診断の実施のほか、医師、看護婦による健康相談を必要な時に行い、利用者の健康管理に努めます。また、治療が必要な場合は、協力病院等への連絡、調整等を行います。

(8) 理美容サービス

外出が困難な利用者の方はご利用ください。費用は実費をお支払いいただきます。

(9) 行政手続代行

ご家族等が不在で行政手続きの代行が必要な方はご相談下さい。手続きに係る費用が必要な場合、お支払いいただきます。ただし、内容によっては、職員では対応出来ないものもありますのでご了承下さい。

(10) 所持金の保管及び日常生活費用の支払い代行

原則として利用者ご本人もしくは家族等にさせていただきます。ただし、諸事情により難しい場合は施設で行います。その場合、施設は「預り金等取扱規程」に基づき、金銭の出納等を行います。

(11) レクリエーション

施設が生活の場であるということから、施設での生活に季節感等を取り入れた行事や、レクリエーションを取り入れることで、生活に変化を持つことができるようにします。費用が必要な場合は、その実費を負担していただきます。

(12) 感染症又は食中毒予防、蔓延防止

感染症又は食中毒の予防、蔓延防止に努め、安全衛生委員会との連携のもと、感染症防止委員会を定期的に開催し、発生予防、蔓延防止のための指針の整備、職員研修の実施等、面会制限等必要な措置を講じます。

(13) 褥瘡の発生防止

褥瘡が発生しないように適切な介護及び看護を提供するとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

(14) 事故の発生又は再発の防止

事故の発生又は再発の防止に努め、事故発生防止委員会を定期的に開催し、発生又は再発防止のための指針の整備、職員研修の実施等、必要な措置を講じます。

(15) 喀痰吸引等を安全に実施することに努め、医療的ケア委員会を定期的に開催し、安全確保のための体制整備を図ります。

4. 利用料金

(1) 入所者施設利用料（別紙利用料金表記載）

(2) その他

食費・居住費・行事参加会費・理美容代・預り金出納管理費・日用品費・特別食事費等は、別途自己負担金があります。

(3) 支払い方法

施設利用料、食費（特別食事費含む）、居住費、預り金出納管理費、日用品費等については、当月の料金の合計額を事業者に口座への振替でお支払いください。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

品川区からの入所調整名簿を踏まえ、施設と面接や相談の上、入所の契約を結びます。

入所にあたっては、原則としてご家族、ご親族、後見人等より2人以上の身元引受人を定めていただきます。これは、利用者が自己負担金を支払えない場合、急病等で入院を必要とする場合、不幸にしてお亡くなりになった場合の葬儀や遺骨、遺留品等の事後処理などに必要なためです。

(2) 退所手続き

①利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する1ヶ月前までに文書でお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が他の施設に入所された場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合（この場合は、15日以内に退所していただくことになり、この期間の費用は全額自己負担となります。）
- ・利用者が亡くなられた場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金をお支払い下さるよう催告したにもかかわらず、15日以内にお支払いいただけなかった場合、または利用者が事業者やその従業者および他の入所者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行

った場合は、退所していただく場合があります。この場合、退所していただく7日前までに文書で通知致します。

- ・利用者が病院または診療所に入院した場合は、入院後7日目に契約を終了させていただきます。なお、入院後3ヶ月以内に退院出来る場合は、やむを得ない場合を除き、再度入所を希望される場合はご相談ください。

6. 損害賠償

- (1) 施設側の責任により、利用者及びその家族等に損害を与えた場合は、施設が賠償いたします。
- (2) 利用者及びその家族等が、故意又は過失に因り事業者及び他の入所者に損害を与えた場合は、利用者又はその家族に損害賠償をしていただきます。

7. 当施設のサービスの特徴

- (1) 利用者を中心としたサービスの提供に努めています。
- (2) 品川区や他の福祉団体と協力し、地域に開かれた福祉の推進に努めています。
- (3) 総合福祉施設としてのメリットを生かしたサービスの提供に努めています。

8. 協力医療機関

当施設の協力医療機関は下記のとおりです。医療機関への受診はご家族等で付き添いや、送迎を依頼する場合があります。

第三北品川病院	品川区北品川3-3-7 電話：03-3474-1831
大森赤十字病院	大田区中央4-30-1 電話：03-3775-3111

9. 非常災害対策

- (1) 災害時は職員の指示に従ってください。利用者ご本人の判断で行動しないでください。
- (2) 防災設備としてスプリンクラー、消火器、消火栓、避難路、地震時の転倒防止、非常用放送設備などが施されています。
- (3) 防火担当責任者：晴楓ホーム施設長

10. 個人情報保護の取り扱い

業務上知り得た個人情報は業務に関わる以外には使用せず、個人情報の保護に関する法律に基づき管理いたします。

11. 相談・要望・苦情等の窓口

(1) 施設窓口

担当者： 生活相談員

電話番号 03-5479-2744

※当施設の相談・苦情解決責任者は晴楓ホーム施設長です。

(2) 苦情解決相談第三者委員

※担当者名等は別紙参照

(3) 当施設以外の受付窓口

品川区福祉部高齢者福祉課支援調整係

電話番号：03-5742-6728

東京都国民健康保険団体連合会（サービスに関する事項）

電話番号：03-6238-0177

※受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝祭日を除く）

12. 施設利用料

(1) 介護保険適用外サービス費自己負担について

項 目	内 容
食 費（食材料費・調理諸経費）	別紙記載
居 住 費	別紙記載
行 事 参 加 費	実 費
理 美 容 代	実 費 (有償ボランティアにより、ホーム内の理美容室に限ります)
預り金出納管理費	日額 50円
特別食事費（行事食）	季節行事食・おせち料理等 ※1食700円～1,000円程度
行政手続代行費用	実 費
教 養 娛 楽 費	クラブ活動費等実費
テレビ・ラジカセ・携帯電話等の電化製品使用料	電気料金（持ち込製品有） 日額 20円
	電気料金（貸出使用料含む） 日額 30円

※居住費・食費の負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額といたします。

※その他、利用者個人に関わる費用は実費負担となります（おやつ代、喫茶代、クリーニング代、外出費用、被服費等）。

※月途中の入所、退所の場合は日額計算となります。

(2) 日常生活費について

日常生活において通常必要となるものに係わる費用で、利用者が負担することが認められるものの実費について徴収します（ティッシュペーパー、歯ブラシ、個人用化粧品等）。

(3) 利用料支払方法について

利用者は、当月利用料金の合計金額を翌月25日（土、日、祭日の場合は翌営業日）に口座へ振替によりお支払いいただきます。

附則 この重要事項説明書は令和元年10月1日より施行する。

本書の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者は、利用者への施設利用にあたり、前記のとおり契約書及び重要事項の内容を説明しました。

事業者

<事業者名> 特別養護老人ホーム 晴楓ホーム
<住 所> 東京都品川区東品川3丁目1番8号
<代表者名> 施 設 長 吉原 伸一 印
<説 明 者> 生活相談員 大森 篤

私（本書に記載する「利用者」）は、契約書および重要事項説明書に基づいて介護老人福祉施設の内容の説明を受け、その内容に同意のうえ介護老人福祉施設の利用を申し込みます。

（利用者）

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

（身元引受人等）

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

<利用者との関係> _____